

## 認定看護師・特定行為研修等支援事業について (アドバンス助産師認証取得支援事業を除く)

この事業は、認定看護師及び特定行為研修受講看護師を養成するため、(1)から(3)までの費用を負担する病院等に対し県が補助することにより、県内の看護の質の向上を図ることを目的としています。

- (1) 認定看護師教育課程に派遣するために要する費用
- (2) 特定行為研修に派遣するために要する費用
- (3) 医療関係職員(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)を特定行為研修指導者講習会に派遣するために要する費用

### 1 実施事業

#### (1) 認定看護師教育課程への派遣事業

所属する看護師を認定看護師教育課程に派遣し、その費用の全部または一部を負担する沖縄県内の病院等(看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項に規定する病院等をいう。)とする。

#### (2) 特定行為研修への派遣事業

所属する看護師を看護師特定行為研修に派遣し、その費用の全部または一部を負担する沖縄県内の病院等とする。

#### (3) 特定行為研修指導者講習会への派遣事業

所属する医療関係職員等を県外の特定行為研修指導者講習会に派遣し、その費用の全部または一部を負担する沖縄県内の病院等とする。

### 2 定義

認定看護師教育課程とは、(公社)日本看護協会が認定看護師看護師教育機関として認定した施設が実施する教育カリキュラム及び(一社)日本精神科看護協会が認定看護師を養成するために実施する教育カリキュラムをいう。

特定行為研修とは、厚生労働大臣が指定する特定行為研修を行う学校・病院等(指定研修機関)において厚生労働省令で定める基準に適合する研修をいう。

特定行為研修指導者講習会とは、厚生労働省より看護師の特定行為に係る指導者育成事業の実施団体として選定を受けた団体が実施する講習会をいう。

### 3 事業の対象経費

#### 1-(1) 認定看護師教育課程及び(2) 特定行為研修

- ① 認定看護師教育課程及び特定行為研修受講経費(入学金、授業料、実習費のうち、病院等が直接教育機関に支出するもの、又は病院等が受講者に対し受講料相当額として支出するもの)
- ② 代替看護職員人件費(給料、賃金・報酬、諸手当及び法定福利費)  
ただし、認定看護師教育機関及び特定行為研修への派遣期間中にかかった代替職員の人件費のみを対象経費とする。

#### 1-(3) 特定行為研修指導者講習会

- ③ 特定行為研修指導者講習会受講に要する旅費  
旅費とは、航空運賃と宿泊費(ホテルパックを含む)とし、航空運賃以外の移動に要する費用は対象外とする。

## 4 基準額及び補助率

## 1の(1) 認定看護師教育課程及び(2) 特定行為研修

対象経費	基準額	補助率	(補助額上限)
① 入学金、授業料、実習費	派遣看護職員 1人あたり 700千円	2分の1	350千円
② 代替職員人件費 (給与、賃金・報酬、諸手当、 法定福利費)	派遣看護職員 1人あたり 1,328千円	2分の1	664千円

補助額の例：実支出額：5,000千円

(内訳) 受講経費等500千円 代替職員人件費4,500千円

基準額

(内訳) 受講経費等700千円 代替職員人件費1,328千円

選定額：1,828千円

(内訳) 受講経費等500千円 代替職員人件費1,328千円

補助額：914千円 (1,828千円 × 0.5)

## 1の(3) 特定行為研修指導者講習会

対象経費	基準額	補助率
③ 旅費(航空運賃、宿泊料)	派遣職員 1人あたり 100千円	2分の1

※ 対象経費の実支出額と基準額総額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額が補助額となる。

## 5 補助金申請の流れ

事業開始年度当初(※1) 事業終了年度当初(※1) 事業完了時(※2) 額の確定後

**実施計画書の届出** ⇒ **交付申請書の提出** ⇒ **実績報告書の提出** ⇒ **補助金請求**

※1：研修の開始と終了が同一年度内であれば、実施計画と交付申請は同じ年度に提出

※2：年度末までに提出

## 6 その他(注意事項)

- ・前年度に開始し既に受講経費等を支払っている研修等であっても、現年度まで継続し現年度に終了する研修等であれば、研修開始年度に実施計画書の届出がされていることを要件として補助対象とします。
- ・交付申請以前に実施計画書の届出がない場合は交付申請できませんので、ご注意下さい。
- ・受講経費は病院等から教育機関に直接支払い、その証拠書類(写)を提出して下さい。受講者が教育機関に支払い、病院等がその負担分に対して助成した場合も補助対象となりますが、その場合は病院等が受講者に支払ったことが確認できる証拠書類(写)と受講者が教育機関に支払ったことが確認できる証拠書類(写)の両方を提出して下さい。(実績報告時)
- ・受講者が研修等を終了できなかった場合は補助対象とはなりません。研修等の修了書(写)等の提出をもって研修終了とします。実績報告時に修了書(写)を提出できない場合は、取得次第速やかに提出して下さい。  
なお、事業完了から1年以内に修了書(写)の提出がない場合は研修未修了と見なし、補助金返還となる場合があります。以上